

国際会計教育基準審議会 (IAESB) 会議報告 ニューヨーク会議

国際会計教育基準審議会(IAESB: International Accounting Education Standards Board)は、国際会計士連盟(IFAC)の中に置かれた国際教育基準(IES: International Education Standards)を審議・議決する機関である。日本からは、関西学院大学の平松一夫教授がIAESBのパブリック・メンバーとなっている。また、各ボードメンバーは1名のテクニカル・アドバイザーを参加させることができ、筆者が平松教授のテクニカル・アドバイザーを務めている。IAESBは2010年1月から国際教育基準の改訂作業を行っており、その主な改訂方針は規則主義から原則主義への変更である。各号の表題及び発効日は、「会計・監査ジャーナル」2014年11月号(No.712)の59頁をご参照いただきたい。

IAESB会議は、2014年10月29日から31日までの3日間、ニューヨークのIFAC本部で行われた。本稿において、この会議の概要を報告する。なお、今回の会議をもってピーター・ウォルナイザー氏が議長を退任し、2015年からはクリス・オースティン氏が議長を務めることになった。

今回の議題のうち主な審議事項は

以下のとおりであり、IES第8号の改訂が終了したほか、「2014年-2016年IAESB戦略と作業計画」(SWP: Strategy and Work Plan)に基づく各種指針策定プロジェクトについて、論点とプロジェクト案の検討が行われた。なお、IAESBのウェブサイトで、会議の概要の音声データと会議の配布資料が掲載されている¹⁾。

1 IES第8号の改訂

IES第8号は、財務諸表の監査を担当する業務執行社員の職業専門家としての能力に関する基準である。IES第8号は、2013年12月に再公開草案が公表され、2014年4月17日までコメントが募集された。前回のIAESB会議(6月開催)では当該コメントの分析結果を踏まえたIES第8号の内容に係る検討を実施した。

今回のIAESB会議では、前回のIAESB会議での検討結果を踏まえ、主に以下の項目について検討が行われた。

(1) 本IESの目的について

本IESの目的は学習成果の実証であるか、又は能力開発及び維持であるかについて検討が行われた。

IES第8号の基準案では、範囲、

目的及び要求事項のセクションで学習成果の実証が強調されたような文章になっていたため、IES第8号は、業務執行社員の能力評価を行うことを意図しているのではないかとの疑義が生じたが、本IESの目的は、あくまでも継続的専門能力開発(CPD: Continuing Professional Development)の実施を通じて財務諸表の監査を担当する業務執行社員の職業専門家としての能力を開発し維持することであるため、この点を明確にすることとし、これに関連する文言修正が行われた。

(2) 要求事項について

再公開草案では、IFAC加盟団体に対する要求事項について記載された項は1つのみであったが、前回の会議において検討した結果、要求事項の項を2つにすることとなった。この検討結果に対して、諮問助言グループ(CAG: Consultative Advisory Group)から1つの方がよいのではないかとの意見が上がったため再検討が行われたが、結果としてIES第8号では、2つの要求事項が記載されることとなった。

(3) 業務執行社員選任プロセスにおけるIESの役割について

IAESBは本IESが業務執行社員選任の要件として使われることを意図していないという趣旨を明確にするため、各国の資格認定・免許制度の多様性に関する記述が追加された。

(4) CAGコメント及び草案作業グループ (DWG: Draft Working Group) コメントの検討について

CAG及びDWGからのコメントの検討が行われ、主に字句修正を中心とした修正が行われた。

(5) 改訂IES第8号の発効日について

改訂IES第8号の発効日を2016年7月1日とするか、2017年7月1日とするかについて検討された。

会議の最終日に採決が行われ、改訂IES第8号の承認、現行IES第8号の廃止、及び改訂IES第8号の発効日を2016年7月1日とすることが決議された。

なお、日本公認会計士協会(JICPA)が提出したIES第8号再公開草案へのコメントのうち、最終的に基準に反映されることになった主なものは以下のとおりである。

- 業務執行社員が、達成すべき学習成果を記載した表Aの内容は、そこに記載された内容のみを行えば十分といった限定列举ではなく、あくまでも例示列举である旨を明記すべきである旨をコメントした結果、第8項の表現が“learning outcomes including, but not limited to, those listed in Table A.”に書き換えられた。
- 表Aの幾つかの学習成果に記載されている“audit strategy”について、国際監査基準 (ISA) では“overall audit strategy”²という語句が定義され用いられているため、

IESにおいても当該用語に修正し、表A全体を見直し、必要に応じて各能力分野の学習成果において言及すべきである旨をコメントした結果、“audit strategy”が“overall audit strategy”に変更され、言及箇所もほぼ倍増した。

- 表Aに記載されている能力分野の中で、監査手続における専門家の支援について、IT専門家のみならず税務専門家についても言及すべきである旨をコメントした結果、税金、IT、法務、不正会計、評価、年金数理サービス及び年金の専門家についても言及されることとなった。

IES第8号は、その後、英文の平易性のチェックや書式整形、公益監視委員会 (PIOB: Public Interest Oversight Board) のデュー・プロセス承認を経て2014年12月15日に最終公表された。

2 IES指針プロジェクト

公表物がauthoritativeな指針か、non-authoritativeな指針かを区別するための基準が論点となった。

authoritativeは、通常は「権威ある」、「正式な」などと訳されるが、この文脈におけるauthoritativeとは、当該公表物がIFAC加盟団体にとって必須であり、遵守義務があるものであること、PIOBにより監督されるデュー・プロセスを踏む必要があることを意味する。なお、本会議に先立ちCAGからは、authoritativeとnon-authoritativeという語は、英語圏以外の地域においては翻訳が困難であるおそれがあるため、mandatory (必須の) とnon-mandatory (必須でない) という語の方が適しているのではないかといたした助言がなさ

れた。デュー・プロセス・モデルについては国際監査・保証基準審議会 (IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board) が策定予定であり、IAESBもそれを採用することが考えられるが、当面考えられるデュー・プロセス・モデルとして、以下が提起された。

- 既存のIESの改訂又は新規のIESはauthoritativeとする。
- その他IAESBがIESの実施に必要不可欠と考えるものはauthoritativeとする。
- 上記以外はnon-authoritativeとし、それらは、デスクトップ調査報告書、特定ターゲット (新興国や特定論点) に関する説明資料、グローバル・ガイダンス、内部報告書の4種類である。

なお、SWPの全体的な進捗を監督する機構としてSounding Board (調整委員会) を設け、審議会本会議の前に少なくとも一度、電話会議を行うことが提案された。

3 学習成果アプローチ指針プロジェクト

単に学習するだけでなく、それを自身の仕事上の役割の中でどのように発揮することができるかに焦点を置いた、学習成果アプローチを実施するに当たっての指針を提供するためのプロジェクト案が提示され、その内容について議論された。このプロジェクトの目的は以下のとおりである。

IFAC加盟団体が職業専門家会計教育プログラム (当初の専門能力開発 (IPD: Initial Professional Development) とCPDを含む) において学習成果アプローチを実施する際に、設

計、評価及びガバナンスに関し、原則主義に基づく指針を提供することである。

学習成果アプローチ指針から一般教育を除外する一方でCPDを含めたこと、学習成果アプローチの設計、評価及びガバナンスを基本要素とし、実施するに当たっての手段（集合研修、eラーニング等）を除外したことの当否等が議論された。

学習成果アプローチ指針プロジェクトにおける成果物案とその内容及び予定時期は図表1のとおりである。

このプロジェクトでは、コンサルテーション・ペーパーが公表され、2015年8月から9月までの60日間コメント募集が行われる予定である。また、それに先立ち、幾つかの

図表1

	成果物	内 容	予定時期
フェーズ1	コンサルテーション・ペーパー	- 職業専門家会計教育において学習成果アプローチが広く採用されるように、その価値を強調し、動機付ける。 - 学習成果アプローチの原則を説明する。	2015年7月
	グローバル・ガイダンス	- コンサルテーション・ペーパーで概説された原則を反映してインプット・アプローチ（職業専門家としての能力を開発及び維持するための学習活動の量を設定するアプローチ）からアウトプット・アプローチ（学習成果の達成により職業専門家としての能力を開発及び維持していることを実証するように要求するアプローチ）への移行のための考慮事項と方法を示す。 - 効果的な学習成果アプローチを実施しているIFAC加盟団体の事例を示す。	2015年7月
フェーズ2	内部報告書	審議会の次のステップのための情報収集と提供－フェーズ1の成果物についての利害関係者の協力やフィードバックを集める。	2015年11月

図表2

	成果物	内 容	予定時期
フェーズ1	IES実施責任種別 ³ の加盟団体評価	パイロット・スタディー	2014年12月
フェーズ2	暫定報告書	- 収集すべきデータの内容、方法、相手先、サンプル・サイズ等 - 次のステップ（フェーズ3）への提言	2015年4月
フェーズ3	全面的調査の実施と結果報告書	全面的調査の実施と結果報告書	2015年11月

IFAC加盟団体に限定したアウトリーチ（アンケート調査）が行われることとなっており、JICPAに対しても要請があり、回答済である。その内容は、各国の職業専門家会計教育の実情、国際教育基準に対する見解、インプット・ベース・アプローチ及び学習成果アプローチに対する見解、学習成果アプローチを導入済／未導入の場合の関連質問等である。

4 IES有用性調査プロジェクト

SWPに提示されていたIAESBの活動とプロジェクトのうち、改訂版IESの影響評価として挙げられていた「ベースライン・スタディー」は、「IES有用性調査プロジェクト」へと名称が変更された。

今回の会議では、プロジェクト案が提示され、その内容について議論された。このプロジェクトの目的は以下のとおりである。

- 現行のインプット・ベースのIESについて、デスクトップ・レビューによりIFAC加盟団体の遵守状況を調査する。
- インプット・アプローチからアウトプット・アプローチへの移行について、加盟団体の進捗を監視し評価するためのベースラインを設定する。

IES有用性調査プロジェクトにおける成果物案とその内容及び予定時期は図表2のとおりである。

基準の緊急改正のための 加速デュー・プロセス、 IAESB付託条項の改正、 2015年のタスク・フォース

(1) 基準の緊急改正のための加速 デュー・プロセス

基準の内容に関して、緊急な対応が必要な状況におけるデュー・プロセスについて検討された。教育基準は、そもそも緊急の改正の必要性が生じることは想定しにくいのではないかと意見があった一方、所要の改正が教育のカリキュラムに反映され実施されるまでに多大な時間を要すること等を考慮すると、教育基準の開発や見直しが他の基準と比べてゆっくりでよいとは思えない等の意見が出た。結果的には、デュー・プロセスの構造的な見直しではなく、電話会議の活用等、プロセスの見直しで対応が可能ではないかとの方向性となった。

(2) IAESB付託条項の改正

2014年2月に行われたIFAC憲章及び細則の見直しに伴い、基準設定審議会（SSBs：Standard-setting Boards）の独立性強化と、IFACとの関係の明確化を目的とし、付託条項（ToR：Terms of Reference）⁴の見直しが提案された。IAESB以外の審議会でも同様の検討がなされているとのことであった。マネージングディレクターのジェームズ・ガン氏から改正案が説明された後、今回の会議では、IAESBの独立性をより強調すべきといった意見や、議長の呼称（Chair/Chairman）に関する意見が出た。注目すべき点としては、IAESB付託条項の公表物の節において、国際教育実践意見書（IEPS：International Education Practice Statements）が改訂版IES一式の発効後に廃止さ

れるものであることからIEPSに係る言及を削除するとともに、IAESBが公表する文書種類を具体的に書くのをやめて一般的な記述に変更することが提案されている。

(3) 2015年のタスク・フォース

IAESBでは、検討を要する事項ごとにタスク・フォースを結成し、検討を行っている。2015年のタスク・フォースの構成は、①学習成果、②影響評価及び実施後レビュー、③フレームワーク、④IES第8号指針、⑤新基準、⑥参加要件指針、⑦実務経験、⑧草案起草となり、各タスク・フォースのメンバー構成が提示され、平松教授は③フレームワーク、筆者は④IES第8号指針のタスク・フォースのメンバーとなった。

6 今後の会議予定について

今後の会議については、開催頻度・間隔・場所等が以前から議論されていたが、今回の会議においても改めて議論された。2015年は、4月20日から22日までと11月4日から6日までの2回、ニューヨークにおいて審議会の本会議が行われるほか、7月13日及び14日にギャザリングが行われることになった。ギャザリングは本会議と異なり、審議会としての議決を行うものではないが、運営委員会とタスク・フォースの会議を行うためのものである。

7 最後に

最終日である10月31日はハロウィンで、審議会メンバーのうち3人がパンプキン色のシャツを着て現れ、話題を提供した。国際基準を定める場ではあるが、時折誰かがジョーク

を言っては笑い声も飛び交う和気あいあいとした雰囲気の中で行われている。筆者はそのジョークを聞き取れず、一緒に笑えずにバツの悪い思いをしていることはいうまでもない。

また、議長をはじめとして今回の会議で審議会メンバーを退任する6人の挨拶と記念品贈呈が行われるとともに、2015年からの新メンバーが発表された。

（国際会計教育基準審議会 テクニカル・アドバイザー 椎名 弘）

〈注〉

- 1 <http://www.ifac.org/education/meetings>
- 2 IAASB翻訳データベース上の用語集では「全体としての監査戦略」、監査基準委員会の用語集では「監査の基本的な方針」が相当する。
- 3 直接責任、分担責任、責任なし…IESをIFAC加盟団体が直接実施できるか、規制当局等と分担して実施することになるかといった、各国の規制の実情に応じた責任区分を意味する。
- 4 <http://www.ifac.org/education/about-iaesb/terms-reference>